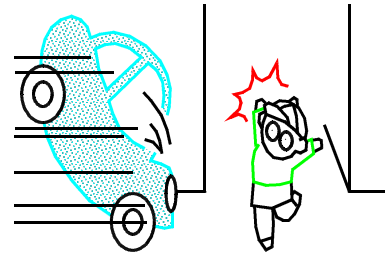


交通安全

ご家庭の方へ 学校では「道路の歩行」について、以下のような指導をしています。子ども達は大人のまねをします。ご理解とご協力をお願いします。

1. 歩くとき

- (1) 歩道、横断歩道を歩きます。(歩道の区別がない道は、右がわのはじを歩きます。)
- (2) いつもきちんと決められた道を歩きます。
- (3) 止まっている車のかげや、物かげからわたりません。
- (4) ぜったいにとびだしません。
- (5) 横にひろがって、歩きません。
- (6) 歩きながら、遊びません。(冬の雪遊びなど)
- (5) 横にひろがって、歩きません。
- (7) ガソリンスタンドやコンビニなどに入ってくる車に注意しましょう。



2. 横断するとき

- (1) 横断歩道では、青信号でも、車が止まったことをしっかりたしかめてから、わたります。
- (2) 青信号の点めつは、無理にわたりません。
- (3) 斜め横断は、しません。

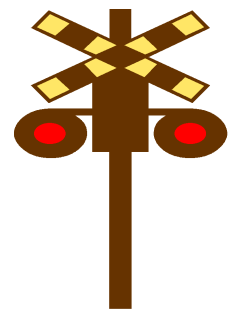


3. 道路では

- (1) 遊びません。
- (2) ローラーブレードや一輪車は、安全な場所で乗ります。

4. 踏切では

- (1) 線路に石やものをおきません。
- (2) 列車に向かって石やものをなげません。
- (3) 線路を歩きません。線路ではあそびません。
- (4) 警報器が鳴り出したら、踏切には入りません。
- (5) 非常ボタンをいたずらしません。



5. スクールバスに乗るときは

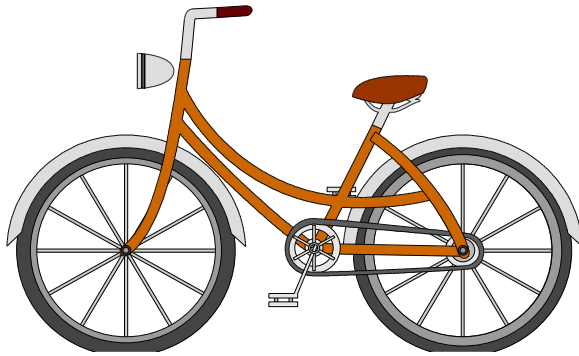
- (1) スクールバスが来ても走って行きません。
- (2) 乗り降りの際は、スクールバスの前や後ろから飛び出しません。
- (3) 発車まで時間があっても1回乗ったら降りないで座席に座って待っています。



自転車の乗り方

ご家庭の方へ 学校では「自転車の乗り方」について、以下のような指導をしています。子ども達は大人のまねをします。ご理解とご協力をお願いします。

①乗る前に点検しましょう



「ブタハシャベル」

- ブ プレーキはきくか
- タ タイヤはパンクしていないか
- ハ ハンドルは曲がっていないか
- シャ 車体は体にあっていないか。
(サドルにすわった状態で両足が地面につく。ハンドルに手が届く)
- ベル ベルはちゃんと鳴るか。

ダブルロック…盗難防止のため鍵は2つ、つけるようにして下さい。

②車に気をつけて運転しましょう



うしろからくる車
後ろから来る車



まがってくる車
曲がって来る車



みにくい曲がり角
見にくい曲がり角



ドアを開ける車
ドアを開ける車

- 後ろから大きなトラックがきたら、いったんおりて先に行かせましょう。
- 大きなトラックの左を走るのはやめましょう。トラックから自転車がみえずにまきこまれることがあります

③歩いている人に迷惑をかけないように運転しましょう。



おうだんほどう じてんしゃ
横断歩道は、自転車を
おりておしてわたりま
しょう。



ほどう と
歩道はいつでも止まれ
るスピードで運転しま
しょう。



どうろひょうしき まも
道路標識を守って運転
しましょう

④正しい乗り方で乗りましょう。



ふたりのり きんし
二人乗りは禁止です。



よこならし きんし
横に並んで走るのも禁止



かささし きんし
雨の日の傘さしも禁止



手放し運転は危険です。



競走するのは危険です。



ジグザグ運転は危険です。

大楽毛小学校 自転車あそびのきまり

- 自転車通学期間は、1学期始業式後に学校の許可が出てから、11月30日までとする。ただし、次の時は自転車通学を控える
 - ・降雪凍結時 ・暴風雨や落雷その他の悪天候の時 ・自転車の整備不良のとき
- 子どもだけで利用できるのは以下の通り。
 - ・西・・・すすらん団地まで よつ葉乳業工場まで ・東・・・「星が浦川」の橋の手前まで
 - ・新道を子どもだけで通るのは禁止

※地域によっては、「道路の向こうは校区外になるが、近所の店にお使いにも行かせられないのか？」という疑問もあるようです。学校では、地域ごとに細かくどこまでOK というような線引きはできませんので、「校区内」という目安を設けて指導しています。地域によっては実情にあわない部分があるかもしれませんが、基本的には「きまり」に沿って各家庭でも指導してほしいと願っています。しかし、最終的には各家庭の判断に委ねるしかありませんので、事故防止を基本に据えながら、ご家庭でもじっくりと話し合ってください。

- 校区外へ自転車で出かけることは禁止とする。ただし、動物園へのサイクリングについては、体力づくりも含めて教育的価値が高いと判断し、『保護者の許可、責任のもと、5・6年生に限り、3人以上で認める（但し、サイクリングロードまでの往復は保護者同伴）
- できるだけヘルメットをかぶるようにする

保護者の方へ

自転車は、幼児からお年寄りまで幅広く利用され免許の要らない便利な乗物ですが、交通ルールの無視やマナーの悪い人をよく見かけます。交通ルールやマナーを守り、自分が交通事故にあわないようにするとともに、周囲の人に迷惑を掛けたり、けがをさせないようにご家庭でも話ししていただければと思います。また、自転車と言えども、道路交通法では軽車両として扱われ、交通ルールを守らなければ交通違反となることもあわせて確かめておいてください。学校では以下のような指導をしています。